

会計事務所インフォメーション

令和2年11月吉日

市田博宣税理士事務所

年末調整の注意点

令和2年の年末調整処理は、**改正点が多い**ので注意が必要です。

変更点 給与所得控除 10万円減額、控除額上限 220万円から 195万円に引き下げ

社員の必要経費代わりに給与収入から差し引くことができる控除額「給与所得控除」が 10万円減額となりますが、後述する「基礎控除 10万円増額」の改正により、給与収入 850万円以下の人は変動がありません。

変更点② 基礎控除 10万円増額

給与所得控除 10万円減額(変更点)の一方で、基礎控除額は 10万円増額されたため、会社員などの多くの給与所得者はプラスマイナスゼロとなり増税にも減税にもなりません。しかし、一部の給与収入の高い方は段階的に基礎控除額が引き下げられ、増税になります。

変更点 所得調整控除の新設

給与所得控除の減額により、給与収入 850万円を超える方は増税になりますが、一定の要件に該当する人は税負担を軽減する「所得金額調整控除」の対象となります。

所得金額調整控除額 = (給与収入 - 850万円) × 10% 控除額の上限は 15万円

変更点 未婚のひとり親に対する寡婦(寡夫)控除の見直し

性別や婚姻歴に関わらず、所得金額 48万円(給与収入のみの場合 103万円)未満の子を扶養している場合は「ひとり親控除」が適用になり、35万円控除が受けられます。

変更点 配偶者控除、基礎控除などの合計所得金額要件の見直し

給与所得控除(変更点)と基礎控除(変更点②)の割合が見直されたただけのため、多くの給与収入のみの方については実質的な変更はありません。

詳細については割愛させていただきました。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

(山中 将弘)

所長よりの一口メモ

予防効果に期待、新型コロナワクチン

世界が注目したアメリカの大統領選挙ですが、接戦の末、バイデン候補が選挙人の過半数を確保し勝利宣言を発表しました。一方のトランプ候補は開票結果に納得せず裁判で争う姿勢を打ち出すなど、この先どのように決着するのかアメリカ国民のみならず気になるところです。

さて、今年最大の出来事は**猛威を振るう新型コロナウイルス感染症**と言えるでしょう。

ここにきて世界的にも再度大流行の様相を見せています。国内でも、各地で日々感染者数の最多記録更新が報じられるなど、行政も対策に苦慮しているのが現状です。

そんな中、「**有効な新型コロナワクチンの実用化目前**」とする嬉しいニュースがアメリカ発で伝わってきました。製薬メーカーであるファイザー社とモデルナ社が製造したワクチンで**予防効果が共に 90%以上**という高い有効性が示されたとのことで、世界中が待ち望んだ新薬の誕生と言えそうです。我が国へは、**来年6月までに6千万人分のワクチンが供給される見通し**と伝えていきます。**一気に感染拡大が収束するか否か**、最大の関心事です。

新型コロナに係る納税の猶予制度の特例 必要の際には是非、お申し出ください。

国税庁は、新型コロナウイルス感染症やその影響により、収入に相当の減少があったことなど一定の条件を満たす場合には、延滞税が掛からずに国税の猶予を受けられる「**納税の猶予制度の特例**」(特例猶予)の制度を設け、本年4月30日から施行していますが、9月末までの累計で適用件数が約20万件にのぼることを明らかにしました。

11月末は**個人事業者の消費税等の中間申告、3月決算法人の中間申告、所得税の予定納税第2期分の納付等**が控えており、特例猶予の申請が増加することが見込まれています。